

第七十三回
帝國議會
貴族院

日滿司法事務共助法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

日滿司法事務共助法案

委員氏名

- | | |
|------|----------|
| 委員長 | 公爵岩倉 具榮君 |
| 副委員長 | 子爵富小路隆直君 |
| | 林 頼三郎君 |
| | 内田 重成君 |
| | 男爵本多 政樹君 |
| | 男爵渡邊 修二君 |
| | 小坂 順造君 |
| | 瀧川 儀作君 |
| | 光永 星郎君 |

昭和十三年一月三十一日(月曜日)午前十時十四分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ是ヨリ開會致シマス、先ヅ政府委員ノ御説明ヲ御願ヒ致シマス

○政府委員(藤田若水君) 本案ノ御説明ヲ申上ゲマス、只今議題トナリマシタ日滿司法事務共助法案ニ付テ提案ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、御承知ノヤウニ滿洲國ニ於キマシテハ建國以來銳意其ノ司法制度ノ整備ニ努力致シマシテ、昨年中ニ主要法規ノ制定及實施ヲ完了致シタノデアリマスガ、

我が國ハ昨年十二月一日カラ滿洲國ニ於キマスル領事裁判權ヲ撤廢致シマシテ、其ノ結果滿洲國內ニアリマスル帝國臣民モ等シク滿洲國ノ法權ニ服スルコトニナッタノデアリマス、從ツテ其ノ後ハ滿洲國ト日本國トノ間ノ司法事務ノ共助ハ、我が國ニ於キマシテハ明治三十八年法律第六十三號外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ノ規定ニ依ルノ外ナインデアリマスガ、此ノ法律ニ依ル共助ノ範圍ハ訴訟書類ノ送達ト證據調ニ限ラレテ居リマシテ、我が國ト極メテ密接ナル特殊ノ關係ニアリマスル滿洲國トノ間ノ司法事務ノ共助ハ、是ダケデハ到底不十分タルヲ免レスノデアリマス、日滿兩國ノ特殊ノ關係ヲ考ヘマス、以上ノ外ニ犯罪ノ捜査、勾引狀及逮捕狀ノ發付及執行、刑事判決ノ執行等ニ付キマシテモ、互ニ共助ヲ爲シ合フノデナケレバ實際上ノ必要ニ應ズルコトガ出來マセヌ、サウシテ此ノ必要ニ應ズル爲ニハ、日滿兩國間ニ於キマシテハ、一般諸外國トノ間ニ於ケルヨリモ共助ノ範圍ヲ一層擴張スル必要ガアリマスノデ、茲ニ本法案ヲ提出致シタノデアリマス、御審議ノ上御贊成アラントヲ希望致ス次第デアリマス

ス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 御質問ガゴザイマシタラ御願ヒ致シマス

○林頼三郎君 此ノ法案ハ日滿兩國不可分ノ趣意カラ考ヘマシテ、大體ニ於テ適當デアリ、又極メテ必要ナルコトト考ヘテ居ルノデアリマスガ、二三ノ點ニ付テ政府ノ所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、先ヅ本法案ニ付テノ基本的又ハ一般的ノ事柄ニ付テ御尋ネシタイノデアリマスガ、我が國ト滿洲國トノ間ニ司法事務ノ共助ニ關スル基本的ノ條約トカ、或ハ協定ハアルノデセウカ、如何デセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 御答ヘ申上ゲマス、我が國ト滿洲國トノ間ニ司法事務ノ共助ニ付キマシテノ基本的條約ハゴザイマセヌ、唯事實上、滿洲國ト協議ヲ致シマシテ、我が國デハ本法案ノ如キ日滿司法事務ノ共助法ヲ出ス、滿洲國デハ又之ニ相對應スル是ト殆ド内容ヲ同ジク致シマシタヤウナル法律ヲ滿洲國ノ國內法トシテ發布シテ、雙方ノ國內法ニ於テ御互ヒ賄ッテ行クト云フ建前ニナッテ居ルノデアリマス

○林頼三郎君 只今滿洲國ノ方デ本法案ト

内容ヲ同ジウスル法律ヲ出スト云フコトハ、兩國政府間ニ協定或ハ了解ガアルノデセウカ、其ノ邊ハ如何デアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 大體ニ於テ了解ガ著キ、相談ハ致シテヤッテ居ル次第デアリマス

○林頼三郎君 サウ致シマス、日本政府ニ於テ承認出來ルヤウナ滿洲國ノ之ニ關スル法令ガ發布セラレヌ以上ハ、此ノ法案ガ成立致シマシテモ實施シナイヤウナ關係ニナルノデセウカ、此ノ關係ハ如何デセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通り本法ヲ實施スル場合ニハ、滿洲國ニ於テモ之ニ對應スル同様ノ滿洲國ノ國內法ガ實施セラレルコトニナリマスノデ、其ノ兩々相俟タナケレバ本法ハ實施シ兼ネルト考ヘマス

○林頼三郎君 滿洲國以外ノ外國トノ間ニハ司法共助ニ關スル條約、協定若シクハ了解ハドウ云フコトニ大體今日ナッテ居リマス

○政府委員(松阪廣政君) 一般外國ノ裁判所トノ間ニハ矢張り條約ハゴザイマセヌノデ、司法事務ノ共助ニ關スル國內法ガゴザイマスガ、明治三十八年ノ法律第六十三號外國

裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ナル法律ニ依リマシテ、國內法ニ依リマス共助ヲ致スコトニナツテ居リマス、之ニ對シテハ別ニ條約ヲ結バズ、外國トノ間ニ申合セラ、各國夫、申合セラ致シマシテ、實際上此ノ國內法ニ依ッテ共助ヲ致スコトニナツテ居リマス

○林賴三郎君 其ノ實際ノ條約ハドンナ風ニナツテ居リマスカ、最近ノ大體ノトコロヲ伺ヒタイ

○政府委員(松阪廣政君) 事實上共助ヲ致シテ居リマスルノハ、主ニ民事ガ多イノデアリマスルガ、イギリストハ大正三年ニ書類ノ送達ニ付テノ共助ヲ申合セニ依リマシテ開始致シマシタ、是ガ比較的古イノデアリマス、其ノ後新シイノデハ昭和十二年十月ニ「イタリー」トノ間ニ書類ノ送達ト證據調トノ雙方ノ共助ヲ申合セニ依ッテ開始致シテ居リマス、其ノ間二十八箇國ト結局御互ニ共助ヲ致シテ居リマス

○林賴三郎君 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助ト本法トノ關係ハ普通法ト特別法トノ關係ニナツテ居リマスカ、ドウ云フコトニナツテ居リマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 實質的ニ申シマスレバ、本法ハ外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ノ特別法、本法ニ對シテ外國ノ裁判所

ノ囑託ニ因ル共助法ガ普通法ニナル譯デゴザイマスガ、日滿ノ司法事務ノ共助ニ關シマシテハ、專ラ本法ニ依リマシテ共助ヲ致スコトニナリマス、從ッテ日滿間ニ於テハ外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ハ適用ガナイコトニナリマス

○林賴三郎君 サウ致シマスト日滿間ニ於ケル司法事務ノ共助ハ專ラ此ノ法律ニ依ルト、斯ウ云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 左様デゴザイマス

○林賴三郎君 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ト本法ト色々違フ點ガアリマセウガ、第一ニ此ノ共助事項ノ範圍ガ廣クナツテ居ル、ソレカラ共助ニ關スル費用ハ、一般ノ場合ニ於テハ其ノ共助ヲ求メタ國ノ負擔ニナル建前デアッタヤウニ思ヒマスガ、本法案ハ共助ヲ受クル國ノ負擔ニナル建前ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、サウ云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通りデアリマス

○林賴三郎君 次ニ伺ヒタイノハ、此ノ法案ハ滿洲國ト我が國ノ所謂内地ノ裁判所、檢事局トノ共助ト思ヒマスガ、サウ致シマ

スト朝鮮・臺灣ト云フヤウナ内地ト法域ヲ異ニスル所謂外地ト稱スル所トノ共助ハドウ云フ關係ニナツテ居リマスカ、ソレヲ一應伺ヒタイ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通り本法ハ所謂内地ト樺太ト滿洲國トノ間ノ共助ニ關スル規定デゴザイマス、法域ヲ異ニ致シマシテ居リマス朝鮮・臺灣・關東州ニ付キマシテハ、何レ是ハ朝鮮ニ於テハ制令、臺灣ニ於キマシテハ法律、關東州ニ於キマシテハ勅令ト云フヤウニ、ソレヲ以チマシテ是ト内容ノ大體同一ナルモノヲ實施スルコトニナルノデアラウト存ジマス

○林賴三郎君 大體御趣意ハ了解シマシタガ、今御説明ノ中ノ臺灣ノ方ノ關係ハ、是ハ法律ト云フコトニナリマスノデスカ、或ハ律令トカ勅令トカト云フコトニナルノデアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 臺灣ハ法律ニナルト存ジマス

○林賴三郎君 臺灣・朝鮮等ノ外地ト内地ノ裁判所間ニハ既ニ共助ニ關スル法律ガアルノデアリマスガ、此ノ日滿司法共助ノ關係ハ、内地外地ノ司法共助ノ關係ト比較シマシテ範圍ガ廣クナツテ居ルノデアリマセウカ、狭クナツテ居ルノデアリマセウカ、其ノ

違ツタ點ヲ一應御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(松阪廣政君) 内地外地間ノ共助法、所謂司法事務共助法トハ本法ハ少シク狭クナツテ居リマス、其ノ點ヲ申上ゲマスルガ、第一條ニ共助スベキ六項目ガ掲ゲラレテ居リマスルガ、其ノ中ノ第一ノ訴訟書類ノ送達ト第二ノ證據調、是ハ同ジデゴザイマス、三ノ犯罪ノ搜查、是モ司法事務ノ共助法ノアル内地同様デアリマス、其ノ次ニ四ト五、日滿司法事務共助法デハ、四ニ被疑者又ハ被告人ニ對スル勾引狀ノ發付又ハ執行、五ニ逮捕狀ノ發付又ハ執行ト云フコトガゴザイマス、被疑者ハマダ起訴セラレテナイ者ニ對スル勾引狀デゴザイマス、被告ハ起訴後ノ者デアリマス、逮捕狀ハ判決確定後ニ執行ヲ受ケル者ニ對スル令狀デゴザイマス、何レモ四、五共ニ令狀ト申シマスルガ、司法事務共助法デハ令狀ノ發付及執行ト云フコトニナツテ居リマシテ、單ニ令狀ノ發付及執行ト云フコトニナリマスト、勾引狀、逮捕狀ノ外ニ勾留狀ヲ含ムコトニナルノデアリマス、日滿司法事務共助法ニ於キマシテハ勾留狀ノ發付並ニ執行ハ共助ヲ致サナイコトニナツテ居リマス、此ノ點ガ司法事務共助法ガ内地間ノ共助ヨリモ狭クナル譯デゴザイマス、其ノ次ニ

六ノ刑事判決ノ執行ハ矢張り司法事務共助
法ニモゴザイマス、唯、今申ス通り令狀ノ

中ノ勾留狀ダケガ此ノ日滿司法事務デハ共
助シナイ、其ノ點ノミガ内外地間ノ司法事
務ノ共助ヨリハ狭クナッテ居リマス、他ハ大
體同様デゴザイマス

○林頼三郎君 此ノ法律ニ定メマシタ共助
事項ニ付テ共助ノ求メガアッタ場合ニ於テ
ハ、帝國ノ裁判所又ハ検事局ハ共助ニ應ズベ
キ職務上ノ義務ガアルノデアリマセウカ、
或ハ共助ノ求メガアッテモ之ニ應ズルト否
トハ當該裁判所若シクハ検事局ノ自由裁量
ニ存スルノデアリマセウカ、其ノ點ノ御趣
意ヲ伺ヒタイと思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 本法ニ依リマシ
テ囑託ヲ受ケマシタル場合ニハ裁判所、検
事局ハ原則トシテ共助ニ應ズル義務ガアル
ノデアリマス、唯第二條以下ニ於テ之ニ應
ゼザル場合ヲ規定シマシテ、即チ必ズ應ジ
ナケレバナラスト云フコトニ對シテハ、例
外的ニ應ゼザルコトヲ得ル場合ヲ規定致シ
テ調節ヲスルコトニ致シテ居リマス

○林頼三郎君 サウ致シマス、例ヘバ滿
洲國ノ檢察廳カラ日本ノ検事局ヘ犯罪ノ捜
査共助ノ求メガアッタ云フヤウナ場合ニ、
此ノ必要ノ有無ヲ決シテ、必要無シトシテ

之ヲ拒ムコトガ出來ナイ關係ニナルノデス
カ

○政府委員(松阪廣政君) 單ニ必要無シト
云フ理由デ拒ムコトハ出來ナイコトニナッ
テ居リマス

○林頼三郎君 必要無シト云フコトデナイ
ニシテモ、其ノ事ガ適當デナイ、穩カデナ
イト云フヤウニ考ヘタ場合ニ之ニ應ジナイ
ト云フ譯ニ行カヌノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) ソレハ此ノ囑託
事項ガ六ツアリマスルガ、其ノ内容ニ依ッテ
異ナルノデアリマス、訴訟書類送達、證據
調ノ如キハ内容ニ依ッテ大體ニ於テ斷ルト
云フコトハナイノデアリマス、唯我ガ國法
上容スベカラザル事柄デアルカ、或ハ公益
ヲ害スル虞ガアル場合ニハ之ニハ應ジマセ
ヌガ、其ノ他ハ應ジナケレバナラストデア
リマス、唯勾引狀ニ付キマシテハ御説ノ通
リ、甚ダ不當ナモノノ勾引狀ノ發付或ハ執
行囑託ガアッタ場合ニ之ニ總テ應ジナケレ
バナラスト、公益ヲ害スル場合ノ外困ルト云
フノデハ差支ヲ生ズル、從ッテ第三條ニ於キ
マシテ勾引狀ノ發付又ハ執行ニ付キマシテ
ハ、ソレガ不相當デアル場合ニハ之ニ應ジ
ナイコトニ致シテアリマスルシ、又刑ノ執
行ニ付キマシテモ自由刑ト申スノハ懲役、

禁錮、拘留デアリマスルガ、自由刑ノ執行
ガ又甚ダ不相當デアル、或ハ不便デアルト
云フ場合ニハ之ヲ拒絕スルコトヲ第四條ニ
規定致シマシテ、其ノ點ノ不都合ヲナカラ
シメテ居ルノデアリマス

○林頼三郎君 其點ハ能ク分リマシタガ、
一般ノ犯罪捜査ハドウデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 犯罪ノ捜査ト致
シマシテハ法律上許スベカラザルモノナル
時、或ハ公益ヲ害スル虞アル場合ハ之ヲ爲
サナイモノト存ジマス

○林頼三郎君 次ニ全體ニ互ルコトデチ
ヨット御尋ネシテ置キタイノデスカ、受託事
項ノ實施ハ勿論帝國ノ法令ニ從ッテヤルノ
デアリマシテ、是ハ第十一條ニモ明記シテ
アルノデアリマスガ、ソレニ拘ラズ第二條
ニ於テ受託事項ノ實施ガ法律上許スベカラ
ザルモノナル時ハ之ヲ爲サバルコトヲ得ト
云フ明文ガ置イテアルヤウデアリマスガ、
此ノ兩條ノ關係ハ是ハドウ云フ風ニナルノ
デアリマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 第十一條ハ實施
ノ方法ガ日本ノ法令ニ依ッテ爲スコトヲ得
ト規定致シテ居ルノデアリマスルガ、是ハ
外國裁判所ノ囑託ニ於ケル規定ヲ其ノ儘用
ヒタノデアリマス、第二條ノ實施ガ法律上

許スベカラザルモノナル時ハ大體似タヤウ
ナコトニナリマスルガ、例ヲ舉ゲテ申上ゲ
マスルト、例ヘバ勾引狀……日本ノ檢事ガ
勾引狀ヲ發付スル場合ハ、一般現行法ニ於
テハ原則トシテ……唯例外トシマシテ百二
十三條ノ場合ニ於テノミ許サレテ居ルノデ
アリマス、左様ナ條件ノナイ場合ニ、滿洲
國カラ勾引狀ノ發付又ハ執行等ノ囑託ガア
リマシタ場合、所謂日本ノ法律上許スベカ
ラザル場合ニ該當シマシテサウ云フモノハ
第二條ニ於テ區別スルト云フヤウニ、内容
ニ付キマシテモサウナッテ居ルノデアリマ
ス

○林頼三郎君 サウスルト第十一條ガアル
以上ハ第二條ノ前段ハ無クッテモ宜イ譯ニ
ナルノデアリマスカ、アッテハ何カ斯ウ重複
ニナルヤウニ一面カラハ考ヘラレルノデス
ガ、特ニ置ク必要ガアルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通りデア
リマスルガ、明瞭ナラシメル爲ニ特ニ第二
條ニ置イタノデアリマス

○林頼三郎君 今ノ御答ハ實ハ甚ダ不明瞭
デアルノデスカ、加之此ノ第二條前段ノ規
定ヲ設ケラレタルガ爲ニ、受託事項ガ之ヲ
實施スルコトガ法律上許スベカラザル時デ
アッテモ、之ヲ爲スト否トハ自由デアル

ト云フヤウナ解釋ヲ生ズル虞ガアルト思フ
ノデアリマスガ、何故ニ法律上許スベカラ
ザルモノナル時ニ之ヲ爲サズト云フコト
ニセズシテ、爲サルコトヲ得ト云フコト
ニシタノデアリマスガ、其ノ點ノ御説明ヲ
願ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 一般法律ノ用例
トシマシテ、斯ウ云フ場合ニハ多ク爲サ
ルコトヲ得ト云フ用例ヲ用ヒテ居リマス
ノデ、認定ヲ自由ニ委セテモ差支ナイコト
考ヘマス

○林頼三郎君 イヤ法律上許スベカラザル
モノナルカ否カノ認定ハ、無論受託官廳デ
シナケレバナラスト思ヒマスガ、法律上
許スベカラザルモノト認メテ、而シテ之ヲ
實施スルコトガ自由デアルト云フヤウナコ
トハアルベカラザルコトデアルト思フノデア
リマスガ、サウ云フドウモ誤解ヲ生ズル條
文デハナイカト思フノデアリマスガ、是ハ
ドウ云フ御考ナンデアリマスガ

○政府委員(松阪廣政君) 法律上絕對ニ許
サレナイモノデアリマスルナラバ、無論是
ハ拒絕スベキモノ、實施ヲ爲サルモノデ
アリマスガ、公益ヲ害スル虞アル場合モ併
セテ書イテアリマスカラ、公益ヲ害スル虞
アル場合ニ付テモ或ル場合ニ依ッテハ、程度

ノ如何ニ依ッテハ裁判所ハ應ジテモ宜イト
云フ場合ニハ、裁判所ノ認定ニ俟ツト云フ
趣旨デ斯ウ致シタノデアリマス

○林頼三郎君 今政府委員ノ御答ノヤウニ
公益ヲ害スル虞アル場合ニハ、其ノ程度如
何ニ依ッテ之ヲ實施スルヤ否ヤヲ決スルト
云フコトハ無論適當ノコトト思フノデスガ、

法律上許スベカラザル場合ハ全ク性質ヲ異
ニスルノデスカ……其ノ性質ヲ異ニスルモノ
ヲ二ツ一緒ニ書イテ同ジヤウナ規定デ賄ハ
ウト云フノガ、少シ是ハ工合ガ惡イノデヤナ
イカト思フノデアリマスガ、ドウモ斯ウ云
フ規定ガアルト云フト却テ疑ガ起ルノデ、

十一條ガアル以上ハ第二條ノ前段ノ方ハ
削ツタ方ガ却テハッキリスルヤウニ思フノデ
アリマシテ、注意的ニ明瞭ナラシメル爲ニ
規定ヲ設ケタト云フコトデアリマスガ、私
ハ却テ反對ノ結果ガ起ルヤウニ思フノデス
ケレドモ、其ノ點ハドウデセウ……其ノ點ハ
政府ノ方デ御研究ヲ願ッテ後ニ御答ヲ得レ
バ宜イノデアリマス、只今御答ニ及バヌノ
デアリマス、疑ダケヲ述ベテ置キマス、ソ
レカラ先程御尋ラシタ點ニ關スルノデアリ
マスガ、一般ノ外國裁判所ノ囑託ニ因ル共
助ノ場合ニ於テハ、共助ノ期間ノ費用ハ外
國政府ノ負擔ト云フノガ原則ニナッテ居リ

マス、本法ニ於テハ受託國ニ於テ負擔スル
ノガ原則ニナッテ居リマシテ、全然原則ガ
違ッテ居ルノデアリマスガ、サウ云フ風ニ原
則ヲ異ニスルニ至ッテ理由ノ大體ヲ承ッテ置
キタイト思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通り外國
裁判所ノ囑託ニ因ル共助法ハ其ノ費用ノ負
擔ニ於テ相違致シテ居リマス、全ク相反シ
テ居リマス、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助
法ハ原則トシテ共助ノ費用ハ囑託國ノ負擔
ト云フコトニナッテ居リマスガ、日滿司法事

務共助法ハ、受託國、囑託ヲ受ケタ方ノ負
擔ト云フコトニナルノデアリマス、其ノ點
ニ付キマシテハ滿洲國ト我が國トノ間ニ於
キマシテハ、大體ニ於テ日本カラ向フヘ囑
託スルノガ事實上多イト云フコトが見ラレ
マス、一々此ノ澤山ノ共助ノ場合ニ、費用
ヲ計算シテ收支スルト云フコトハ相當煩雜
デモアリマスルガ、我が國ニ於テハ受託國
側トシマシテモ不利益ガ無イト云フ關係カ
ラ、寧ろ滿洲國ノ方ガ負擔ガ多クナリハシ
ナイカト云フコトデアリマスノデ、ソレデ
斯ウ云フコトニ致シマシタ、尙外國裁判所
ノ囑託ニ因ル共助法ハ、原則トシテハ此ノ
費用ハ囑託國ノ負擔ニナッテ居リマスルガ、
今度本議會ニ提案致シマシタ通り、其ノ一

部ノ改正ニ於キマシテハ最近ノ條約デハ寧
ろ刑事ニ付キマシテハ受託國負擔、共助ノ
費用ハ受託國負擔トスルト云フ原則デアリ
マスガ、此ノ條約ノ建前ヲ執リツ、アルノ
デアリマス、從ッテ是モ例外規定ヲ設ケル改
正案ヲ本議會ニ提案致シテ居リマスガ、左
様ナ次第デ、刑事ニ於テハ受託國ノ負擔ト
スルト云フコトノ原則モアルノデアリマ
ス、日滿間ニ於テハ刑事ニ於テハ左様ナ次
第デ、費用ハ受託國ガ負擔スルト云フコト
ニ定メタ次第デアリマス

○林頼三郎君 此ノ法案ニ關スル基本的又
ハ一般的事項ニ付テノ質問ハ是デ終リマ
ス、後ニ逐條ニ付テ尙御尋ネシタイト存ジ
マス

○内田重成君 細目ニ互ッテ御尋ネシテモ
宜シイデスカ、大體ダケデゴザイマスガ、
各條ニ互リマシテモ宜シウゴザイマスガ
○委員長(公館岩倉具榮君) 外ニ大體ニ付
テノ御質問ハゴザイマセスカ

○子爵富小路隆直君 ソレデハチヨイト
……此犯罪人ノ引渡條約ト云フモノガゴザ
イマスガ、アレデハ大體ニ於テ、自國民ハ
引渡サナイト云フヤウナ主義ヲ大體採ッテ
居ルヤウデアリマスガ、此ノ場合ハドウナ
ンデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通り犯罪

人引渡條約ハ、自國民ハ引渡ヲシナイノヲ原則ト致シテ居リマスガ、本法ニ於テハ、自國民モ引渡シ得ルコトニナツテ居リマス、唯ソレガ不相當デアル時ニハ之ヲ拒ムコトガ出來マスガ、自國民ト雖モ引渡シ得ルコトニナツテ居リマス

○子爵富小路隆直君 サウ云フコトニ致シマス

○政府委員(松阪廣政君) 是ハ不相當ナ場

合ニ拒ムト云フコトハ、實ハ私共ノ解釋ニ於テハ大體帝國ニ在住スル帝國臣民デアルナラバ、ソレニ對シテ拘引狀ノ發布或ハ執行囑託ヲシテ來タ場合ハ、多クノ場合ニハ不相當ニナルト、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、唯向フニ居リマスル日本人ガ、特ニ朝鮮人モ往々ニシテ滿洲國デ犯罪ヲ犯スノデアリマス、ソレガ内地ニ逃ゲ歸リマシタ時ニ、自國民デハ引渡サスト云フコトニナルト、滿洲國ノ治安ニ害ガアル、延イデハ帝國ノ治安ニモ害ノアル場合ガアリマ

スノデ、サウ云フ場合ニハ、矢張り自國民ト雖モ引渡シテ宜イモノト考ヘマシテ、自國民モ引渡シ得ルコトニ致シテ居リマス

○子爵富小路隆直君 其ノ犯罪人引渡條約デハ政治犯罪人ハ大體ニ於テ引渡サナイト

云フコトニナツテ居ル、此ノ場合ハドウデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 本法ニ於キマシ

テハ、政治犯罪人ト雖モ互ニ引渡スト云フコトニナツテ居リマス、又日滿間ニ於テハ政治上、日本人或ハ滿洲國人ガ滿洲國ニ於テ重大犯罪ヲ犯シタト云フヤウナ場合ニハ、矢張り引渡シテ貰フ必要ヲ生ズルノデアリマス、ソレデ引渡シ得ルコトニ規定致シテ居リマス

○内田重成君 陸海軍ノ軍法會議ノ滿洲司

法關係ニ對シマスル共助ノ必要ガ生ジ得ル場合ガ、相當ニアラウト考ヘマスルガ、此ノ方面ハドウ云フ風ニナサル、コトニ、政府部内ニ於テ御話合ヒガ出來テ居リマスカ、是ハ又將來ニソレニ關シテハ特別ノ立法デモナサル、ヤウナ豫定ガアルノデゴザイマスカ、其ノ話合ヒノ點ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 軍法會議ト内地

ノ普通裁判所トノ關係ハ餘程相違致シテ居リマスルノデ、此ノ内地ノ通常裁判所ノ共助ニ、軍法會議ノ事ヲ併セ規定スルト云フコトハ相當困難ヲ伴ヒマスルノデ、其ノ點ハ陸海軍ニ於テ適當ニ考慮シテ裁クコトニ致シテ居ルノデアリマス、本法カラハ軍法會

議ハ除外サレテ居ル次第デゴザイマス

○内田重成君 滿洲國ノ審判機關ノ用語ハ、

審判機關ノ文書並ニ用語トモ滿洲國文字、滿洲國言語ヲ以テ標準トシ、之ヲ記錄スルト云フコトニナツテ規定ガ出來テ居リマサルガ、此ノ囑託ニ關シマスル文書、向フカラ參リマスル囑託文書等ハ、手續上ハドウ云フ風ニナツテ居リマスルカ

○政府委員(松阪廣政君) 囑託ノ文書ニ付

キマシテハ、日滿間申合せニ依リマシテ、日本カラ滿洲國ヘ囑託スル場合ハ日本文デモ宜シイ、譯文ヲ添ヘナクテモ宜シイ、ト云フノハ滿洲國デハ日滿兩語ヲ用ヒテ居ルガ、滿洲國カラ日本ニ囑託スル場合ニハ、滿文デアラナラバソレニ日文ノ譯文ヲ附ケテ、戴クト云フコトニ了解致シテ居ルノデアリマス、事實上左様ニ致シマシテ、支障ナカラシムルコトニ致シテ居リマス

○内田重成君 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共

助法ニ依リマスレバ、日本語ヲ以テ作成セザル囑託書及關係書類ニハ、日本語ノ譯文ヲ添付スルコト云フ規定ガアリマシテ、單純ノ口約束トカ、普通ノ文書ノ交換位デハ、斯ウ云フ法的ノモノハ不十分デハナイカト考ヘルノデスガ、其ノ點ハ如何デスカ

○政府委員(松阪廣政君) 日滿ノ特殊ノ關

係カラ申シマスレバ了解ダケデ十分達シ得

ルト思ヒマス、事實上譯文ガ附イテ居ナイ場合ハ日本ニモ執行困難デアリマスカラ、實際向フノ便宜ノ點カラ申シテモ、日文ノ譯文ヲ無論附ケテ來ルモノト信ズルノデアリマス

○内田重成君 先程林委員ノ御尋ニナリマ

シタ第二條ノ第一項ノ規定ニ付キマシテ、私モ全ク同様ノ考ヲ持ツテ居ッタノデアリマス、林委員ハ主トシテ第一項前段ノ、「法律上許スベカラザルモノナルトキ」ト云フ此ノ文字ニ付テ御尋ガアッタノデアリマサルガ、私ハ其ノ上ニ「又ハ」以下ノモノニ付キマシテモ、確定的ニ裁判所ガ公益ヲ害スル虞アリトシタ場合ニ、之ヲ爲サザルコトヲ得ト云フ取捨權ガ裁判所ニアルト云フコトハ了解ガ出來兼ネルノデアリマス、他ノ法律等ニ依リマスレバ、斯ウ云フ場合ハ但書ヲ以テ、但シ公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル場合ハ此ノ限りニアラズト云フコトデ、之ヲ禁止のニシテ居ルノデアリマス、苟モ法律上許スベカラザルモノナルトキ又ハ公益ヲ害スルモノト云フコトヲ認メタ場合ニハ、之ヲ爲スト爲サザルトガ、矢張り其ノ上ニ裁判所ニ取捨權ガアルト云フコトハ、ドウモ規定ノ上ニ於テ面白クナイヤウナ感じガ

スルノデアリマス、此處ノ書キ方ガ、サウ云フ場合ハ矢張り他ノ法規ト同ジコトニ、是ハ出來ナイノデアルト云フ風ニ、若シ之ヲ書ク必要ガアリトスルナラバ、但書等ニ依ッテ、斯ウ云フ制限ヲ付スルト云フ方ガ宜クハナイカト云フ感ジヲ持ツノデアリマス、私ハ「法律上許スベカラザルモノナルトキ」ト云フノハ、是ハ無論十一條ノ規定ニ依ッテ不必要デアルト思ヒマスガ、「又ハ」以下ノ「公益ヲ害スル虞アルトキ」ト云フ文字ニ付テモ矢張り同様ニ感ズルノデアリマス、是ハ害スルカ害シナイカト云フコトヲ判斷スルト云フコトデヤナイノデ、サウ云フ「虞アルトキ」ト云フノハ、即チ裁判所ガ虞アルト認メタ場合ノコトヲ言ウテ居ルノダラウト思ヒマス、認メテ居リナガラ尙且、之ヲ爲シ得ルト云フ風ノ書キ方ヲスルト云フノハ、ドウデアラウカト云フコトヲ感ズルノデス、其ノ點ニ付テ「又ハ」以下ニ、先程「又ハ」以上ノ「法律上許スベカラザルモノナルトキ」ト云フコトニ付テハ御説明ガアリマシタガ「公益ヲ害スル虞アルトキ」ト云フコトニ付テ、共助法ヲ御認メニナツタ點ニ付テモウ一應御説明願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 御説ハ一應御尤デアリマスルガ、「公益ヲ害スル虞アルト

キ」ハ程度ノ如何ニ依ッテ、極ク輕微ノ場合ニハ囑託ニ應ジテモ左迄支障ガナイデハナイカト云フコトモ考ヘラレマスノデ、多少ノユトリヲ存シタ方ガ宜カラウト存ジマシテ「爲サザルコトヲ得」ト致シタノデアリマス

○内田重成君 ソレカラ第三條ノ「囑託ニ因ル勾引狀ノ發付又ハ執行ノ實施ガ不相當ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得」是モ矢張り同様ナ私ハ感ジヲ持ツノデアリマスルガ、「實施ガ不相當ナルトキ」ト云フノハ是ハドウ云フ風ノ場合ヲ言フノデアリマスカ、一ツ實例ヲ御示シテ願ヒタイト思フノデス

○政府委員(松阪廣政君) 例ヘバ日本内地ニ居ル日本人ニ對シテ、相當ナ生活ヲシテ居ル者ニ對シテ、突然勾引狀ノ發付或ハ實施ヲ囑託シテ來ルト云フヤウナ場合ニハ是ハ不相當デアラウト考ヘマス、向フニ居ル日本人ガ向フデ犯罪ヲ犯シタ嫌疑ガアッテ内地ヘ逃ゲテ來タト云フノハ、是ハ不相當トハ申シマセヌガ、勾引狀ノ發付デアリマスカラ、突然言ッテ來タ場合ニ「不相當ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得」ト云フヤウニ致シテ置キマスナラバ、其ノ發付ノ犯罪ノ内容等ニ付テ向フニ聞合セマシテ、相當ナルモノカドウカ内地デ判斷シ得ル便宜モアリ

マスノデ、是ガ無イ時ハ勾引狀ヲ突然電報デ囑託セラレテ、ソレニ對シテ發付シナケレバナラス義務ヲ負フト云フ不便モアリマスノデ、「不相當ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得」トシ、其ノ不相當ナル程度ニ依ッテハ、之ヲ又爲シテモ差支ナイ場合ガ多少アリハセヌカト云フコトヲ設ケテ、斯様ナコトニ致シタノデアリマス

○内田重成君 此ノ第四條ノ「囑託ニ因ル自由刑ノ執行ノ實施ガ著シク不相當又ハ不便ナルトキ」之ノ一ツ假想例デ宜シウゴザイマス、凡ソドウ云フ場合ヲ申スノデアリマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 不相當ノ例ヲ申上ゲマスルナラバ、例ヘバ全然日本語ヲ解セザル滿洲國人ノ刑ノ執行ヲ囑託シテ來タ、斯様ナ者ニ對シテ、其ノ者ニ對シテハ日本ニ於テ開悟、教誨ヲ行フコトガ出來マセヌカラ、ソレハ不相當デアアル、又「レブラ」患者ヲ囑託シテ來タ、向フデモ厭ヤダカラ囑託シテ來タ場合、ドウモ内地ノ刑務所ノ施設デハ是非非常ニ設備ノ上カラ困難ヲ感ズル、左様ナ場合ニハ是ハ實施スルノガ著シク不相當ト言ハナケレバナラス、又「不便ナルトキ」ハ内地ノ刑務所ガ滿員狀態ヲ呈シテ居デテチョット執行ヲ受ケルコトガ、

囑託ニ應ズルコトガ困難デアルト云フ場合ニハ矢張り不便デアアル、是等ノ例ニ依リマシテ不相當或ハ不便ノアル時ハ之ヲ拒ミ得ルコトニ致シタノデアリマス

○内田重成君 第七條ノ「刑事判決ノ執行ハ司法大臣ヲ經由シ判決書ノ謄本ヲ送付シテ囑託アリタルトキハ」死刑等ヲ除イテ之ガ共助ヲ爲スト云フ規定ガアリマスガ、刑事判決ノ執行ニ司法大臣ヲ經由スルト云フコトハ、是ハドウ云フ必要ガアリマスカ、大臣ヲ經由シナケレバナラスト云フ……

○政府委員(松阪廣政君) 總テ刑務所ノ監督ハ直接司法大臣ガ致シテ居リマスノデ、裁判ノ如キト違ヒマシテ刑ノ執行ニ付テハ刑務所ノ管轄ト云フモノガナイ、何處ニ於テドウ執行スルカハ大臣ノ自由裁量ニアルノデアリマスルガ、執行以外ノコトデアリマスルト捜査ニシロ、令狀ノ發付ニシロ急速ヲ要スルノデアリマス、司法大臣經由トカ外交機關經由デハ間ニ合ハナイ場合ガアリマスノデ、裁判所ト法院、或ハ檢事局ト檢察廳ト直接共助ニ致シテ居リマスガ、刑執行ハソレ程急速ヲ要スルモノデハアリマセヌカラ、是ハ司法大臣ノ監督下ニ裁判所、檢事局ナドノ、ドノ刑務所ニ於テ執行シ得ルカト云フ、統制ヲ行ヒ得ルヤウニ大臣經由

由ト云フコトニ致シタイノデアリマス

○内田重成君 私ハモウ一ツ御尋ネ致シマス
ガ、此ノ十六條ノ「滿洲國ノ執行名義ニ依
リテ強制執行ヲ爲ス場合ニハ裁判所ノ認可
ヲ得ルコトヲ要ス」ト此ノ認可ノ申立ト云
フモノハ、是ハ何ニ依ッテ爲スノデスカ

○委員長(公爵若倉員榮君) 説明員ノ御説
明ヲ御願ヒ致シマスガ、宜シウゴザイマス
カ

〔異議ナシト〕呼フ者アリ

○説明員(辻翔郎君) ソレデハ私カラ説明
ヲ申上ゲルコトニ致シマス、十六條ノ執行
認可ノ申立ハ、十八條ノ條文ニ依リマシテ
此ノ申立ニ對スル裁判ハ非訟事件手續法ニ
依ッテ致スコトニナッテ居リマスガ、此ノ認
可ノ申立モ一種ノ非訟事件ニ關スル申立デ
アルト云フ風ニ解釋致シマス

○内田重成君 十八條ハ「前條ノ申立ニ對
スル裁判ハ」トアリマス、サウスルト「裁
判ハ」ト云フ文字ノ中ニ、非訟事件手續法
ニ規定シテアル申立ノ主體モ皆入ル譯ニナ
リマスカ

○説明員(辻翔郎君) 左様ニ考ヘテ居リマ
ス、從ッテ申立ノ費用ナンカモ非訟事件ニ關
スル申立ノ費用トシテ、相當ノ印紙ヲ頂戴
スルト云フヤウニ考ヘテ居リマス

○内田重成君 是ハ何カモウ少シ書キ方ガ

ナイモノデスカ、御相談ミタイノコトニナ
リマスガ、チョット見マスト、十八條ハ「前
條ノ申立ニ對スル裁判ハ非訟事件手續法ニ
依リ之ヲ爲ス」ト云フノデ、裁判ノコトダ
ケデ、非訟事件手續法ノ中ノ裁判ト云フコ
トニ付テハ、非訟事件手續法ヲ適用スルト
云フ風ニシカ見えナイ、總テ強制執行ニ付
テノ裁判所ノ認可ニ付テハ、非訟事件手續
法ニ依ルト云フサウ云フ規定デヤナイ、サ
ウハ書ケナイモノデスカ

○説明員(辻翔郎君) 一應私カラ御答ヘ申
上ゲマスケレドモ、是ハ後ニ民事局長ガ參
リマシタ時ニ又説明ヲ補充シテ戴クコトニ
致シマス、前例ト致シマシテハ借地借家臨時
處理法ノ八條ノ規定ニ「第二條及第四條乃
至第六條ノ規定ニ因ル裁判ハ借地又ハ借家
ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事
件手續法ニ依リ之ヲ爲ス」ト云フ條文ガゴ
ザイマシテ、其ノ四條ニハ「當事者間ニ協
議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定
委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ賃貸借ノ條件建
物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家
關係ヲ定ムルコトヲ得」トゴザイマス、此
ノ場合ニ於キマシテモ八條ノ方ニハ裁判所
ハ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲スト云フ條

文カラシテ、此ノ四條ノ申立ノ一種ノ非訟
事件手續法ニ依ル申立デアルト云フヤウニ
解釋ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、日滿司
法事務共助法ノ十八條ノ書キ方モ大體此ノ
借地借家臨時處理法ノ八條ノ書キ方ニ倣ッ
テ居ル譯デゴザイマシテ、裁判ヲ非訟事件
手續法ニ依ルト云フ以上ハ、ソレニ關スル
申立ニ付テモ非訟事件手續法ガ適用ニナッ
テ居ルヤウニ解釋出來ルデヤナイカト一應
考ヘラレマス

○内田重成君 私ハ斯ウ云フコトガ正十
五年ノ六月カニ出マシタ、例ノ内閣訓令ニ、
總テ此ノ日本ノ法律ガ十分ニ其ノ了解ガ出
來ナイ、解ラナイ、非常ニ書キ方ガ巧妙過
ギテ解ラヌカラ一般ニモウ少シ解ルヤウニ
條文ヲ書カネバイカスト云フコトヲ内閣ガ
訓令シテ居ル、アノ訓令ハ最モ當時弊ニ
的中シテ居ルモノトシテ歡迎サレテ居ッ
モノデ、ソレデ是等ハ直グニ矢張り人民ニ
モ關係スルノデ、非常ニムツカシイ解釋ヲ
セナケレバ解ラヌヤウナ書キ方ハ宜シクナ
イト思フ、之ヲ何トカモウ少シハッキリ書
キヤウガアルヤウナ氣持ガシマスケレド
モ、私モ別段コ、ニ斯ウト云フ考ヲ申上ゲ
ル譯デハナイガ一應終リマス

○林賴三郎君 私モ各條ニ付テ數點質疑ヲ

致シタイト思ヒマス、先ヅ第一條ニ付テ御

尋ネシタイコトハ、先程ノ御説明ニ依リマ
スト内地外地間ノ共助法ニ付テハ令狀ノ發
付、又ハ執行ト云フコトニナッテ居リマス
ガ、本法ニ於テハ勾引狀又ハ逮捕狀ノ發付、
又ハ執行ト云フコトニシテ勾留狀ニ關スル
モノヲ除イタ意味ニナッテ居ルト云フ説明
デアッタノデアリマスガ、内地外地間ノ共助
法ニハ令狀ノ發付又ハ執行トナッテ居ルノ
デ、令狀ト言ヒマススト召喚狀、勾引狀、勾
留狀此ノ三ツヲ含ムコトハ疑ナイノデアリ
マス、單ニ勾留狀ノミデナク、召喚狀ニ付
テノ共助モ除イタコトニナルト思フノデア
リマスガ、サウ云フ意味デアルカドウカ、
若シサウダトスレバ召喚狀ニ付テノ共助ヲ
除イタ理由ハナンデアルカ、其ノ點ヲ一應
伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 召喚狀ニ付キマ
シテハ第一條ノ訴訟書類ノ送達デ以テ共助
ヲ爲スト云フコトデ支障ハナイト考ヘマス
○林賴三郎君 次ニ伺ヒタイノハ、第一
條ニ依ルト刑事判決ノ執行トナッテ民事ヲ
除イデアリマス、是ハドウ云フ譯デスカ
○政府委員(松阪廣政君) 民事ニ付キマシ
テハ、刑事判決ノヤウナ執行共助ハ少シク
建前ヲ異ニシテ居リマスノデ困難デアルカ

ラ、民事判決ヲ除イタ民事ニ付キマシテハ、外國ノ民事判決ノ強制執行ニ付キマシテハ民事訴訟法中ニ規定致シマシテ、我が國デ

執行判決ヲ受ケルコトニナツテ居リマス、ソ

レニ對シテハソレニ代ルベキ簡易法トシテ

本法ノ第十六條以下ニ於テ民事ノ強制執行

ニ關スル手續ヲ規定致シテアルノデアリマ

ス、民事判決ノ執行ト云フコトニシテ、第

一條ニ掲ゲルト云フコトハ妥當デナイト考

ヘマシタ

○林賴三郎君 サウ致シマス十六條以下

ハ共助ノ規定デハナイノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 廣イ意味ニ於ケ

ル共助ノ規定デハアリマスルガ、非常ニ嚴

密ナ狹イ意味デ申スト或ハ共助ト云フコト

ハ妥當デアルカドウカト云フ議論ガアリマ

ス、廣イ意味デハ矢張り共助デアリマス

○林賴三郎君 サウ致シマス、六ノ方ハ

刑事判決ト云フ風ニ特ニ民事ヲ除外スルヤ

ウナ言葉ヲ使ハズニ、唯判決ノ執行トシテ

置キマシテ、サウシテ民事判決ノ執行ニ付

テハ十六條以下ニ依ルノデアル、斯ウ云フ

コトデモ宜イト思フガ、ソレデハイケマセ

スカ

○政府委員(松阪廣政君) 民事ニ付キマシ

テハ民事判決ノ執行ノミナラズ、其ノ他ノ

執行名義ノ執行モアリマスノデ、ドウモ民

事、刑事判決ノ執行ト掲ゲルトハ妥當デ

ナイト考ヘタ次第デアリマス

○林賴三郎君 私ノ言フノハ民事、刑事ト

特ニ書イタラ宜カラウト言フノデナク、第

六ニ刑事判決ト書カナイデ、唯判決ノ執行

トシテ置イタラ宜ササウニ思フ、故ニ刑事

ト書イテアルノハドウ云フ譯デアルカ、理

解シニクイカラ御尋ネシタノデアリマス、

別ニソレニ付テ御答ガナクテモ宜シウゴザ

イマス、ソレカラ尙ソレニ付テ一應御尋ネ

致シテ置キタイト思フノデスカ、一體刑事

判決ノ執行殊ニ刑ノ執行デアリマス、刑ノ

執行ハ私ガ申ス迄モナク古イ時代ニ於テハ

所謂應報刑デアリマスカラ、唯監獄ニ入レ

テ刑役ニ服セシメルト云フコトデ大體宜シ

イノデアリマシタガ、今日デハ所謂目的刑

主義、從ッテ教育刑主義ニナルノデアリマス、

監獄ニ收容シテサウシテ人間ヲ改善シテ、

帝國ノ忠良ナル臣民トシテ再ビ社會ニ出テ

良民ト伍シテ行ケルト云フヤウニスルト云

フコトガ目的デアルト云フコトハ申ス迄モ

ナイノデアリマス、サウ致シマス刑罰執

行ニ付テノ主義トカ方針トカ方法トカ設備

執行ヲ滿洲國ヘ委シテ置クト云フヤウナコ

トデハ、刑罰ノ目的カラ考ヘマシテ甚ダ不十

分デハナイカト云フコトヲ考ヘマス、殊ニ

例ヘバ今日ノ行刑ノ上ニ於テハ又色々ノ施

設ヲ致シテ居リマスガ、一例ト致シマス

國民精神ヲ發揚スル爲、敬神崇祖ノ思想ヲ

涵養スル爲ニ刑務所内ニ神棚ヲ設ケルトカ、

神社ヲ設ケルトカ云フヤウナコトヲシテ時

ヲ定メテ參拜セシメル、或ハ皇居ヲ遙拜ス

ルトカ色々ナ事ヲ企テテ居ルヤウデアリマ

シテ、是ハ誠ニ然ルベキ事ト思フノデアリマ

ス、サウ云フヤウニ此ノ刑罰執行ノ事實ト

云フモノガ非常ニ變リマシテ、刑罰ノ目的

ハ昔ノヤウナ應報的ノモノデハナイソデア

リマス、外國デ刑ノ執行ヲスルト云フヤウ

ナコトハ刑罰ノ目的ヲ達スル上ニ於テ如何

デアルカ、ソレ等ノ點ニ付テ政府ハドウ云

フ御考デアリマススカ、一應承ッテ置キタイト

思ヒマス

○政府委員(松阪廣政君) 御説誠ニ御尤デ

アリマス、刑事判決ノ執行ニ付テハソレノ

刑罰ノ目的カラ申シマシテモ、外國ノ設備

其ノ他ニ於テ全ク異ツタモノニ於テ之ヲ

行フト云フコトハ意味ヲナサヌコトニナリ

リマスガ、事實ニ於テハ内地ト外地ト餘程

似タ關係ニアルノデアリマス、事實ニハ、

ソレデアリマスルカラシテ日本人ガ滿洲

國ヘ行ッテ犯罪ヲ犯シテ内地ヘ歸ッテ來ル、

内地ヘ歸ッテ來ルトカ或ハ内地デ犯罪ヲス

ル、ソレヲ内地ノ裁判デ刑事ノ有罪ノ判決

ヲ受ケマシテ、ソレガ滿洲ニ、向フヘ參ッ

ト云フ場合、其ノ者ガ滿洲國ノ生活ニ慣レ

テ居リ、滿洲國ノ刑務所ニ於テ刑罰ノ執行

ヲシテ、刑ノ囑託ヲスルト云フヤウナ場合

ニ、一々内地ニ歸ッテ刑罰ヲ執行シナケレバ

ナラスト云フコトハ、是ハ寧ロ不便デアル、

寧ロ日滿間ハ自由刑ヲ囑託シ得ルヤウニ致

シテ置キマシテ、事實法ノ運用ニ於キマシ

テ内地ノ日本人ヲ滿洲國ノ刑務所ノ刑ノ執

行ニ委シテハ刑ノ目的ヲ達シ得ナイト云フ

場合ニハ、事實上之ヲ囑託シナイコトニ致

セバ宜イコトデアリマス、滿洲國ヘ囑託致

シテモ刑ノ執行ノ目的ヲ達シ得ル場合ノ囑

託ヲスルト云フコトニ致セバ宜シイ、又滿

洲國カラ内地ヘ囑託ガアリマシタ場合ニモ

内地ト向フトハ生活様式モ違ヒマスシ、生

活條件モ違ヒマス、外國ノ刑務所ノ施設モ

多少違フ所ガナイデハアリマセヌ、ソレデ

ソレハ不相當ニ當ルノデアリマスカラ第四條ニ於テ之ヲ拒ム、自由刑ノ執行ノ上ニ付テハ支障ノナイヤウニ運用致シタイト左様な考デ居ルノデアリマス

○林賴三郎君 御説明ニ依ッテ能ク了承致シマシタ、ドウゾ此ノ法案ノ成立ノ上ハ、運用ノ上ニ於テハ特別ノ御注意ヲ請ヒタイト思ヒマス、次ニ第二條デアリマスガ、第一項ニ付テハ全般的ノ御説明ノ時ニ御伺ヒシタノデアリマス、「受託事項ノ實施ガ捜査、裁判又ハ刑ノ執行ノ障礙ト爲ルベキ場合」是ハ大體ドウ云フ場合ヲ考ヘラレテ居ルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 今例ヘバ内地ニ居ル日本人デモ、或ハ滿洲人ニ對シテ向フカラ捜査ノ囑託或ハ勾引狀ノ發付ノ囑託ガアツタ場合ニ、其ノモノニ對シテ内地デ捜査致シテ居ル場合ニハ、勾引狀ノ執行ヲ直ニ負ヒマスト捜査上支障ヲ來ス場合ガアル、裁判中ノ被告人ニ對シテ滿洲國カラ勾引狀ノ執行ガアツタ場合ニ同様ニ内地ノ裁判ニ支障ヲ來シマス、刑ノ執行ニ付テモ同様デアリマス、左様ナ場合ニハ裁判ガ濟ム迄、捜査ガ完了シ起訴スル場合ニハ起訴ガ濟ンデ裁判ガ濟ンデ向フノ囑託ニ應ジテ差支ノナイ場合デ、場合ニ依ッテハ囑託ニ應ジナイデ宜シイト云

フコトヲ明カニスル爲ニ此ノ第二項ヲ設ケタ次第デゴザイマス

○林賴三郎君 次ニ第三條ニ付テ御尋ネシタイトデアリマスガ、先程内田委員ノ質問ニ對シテ「不相當ト云フコトニ付テ御答ガアツタノデ、其ノ點ハ分ツタノデアリマスガ、勾引狀發付ニ付テハ滿洲國法ニ依ル條件ト、帝國法ニ依ル條件ト、條件ニ寬嚴ノ差ガアルヤウニ思フノデアリマス、滿洲國デハ勾引ノ條件ヲ充タシテ居ルコトニナツテ居ルケレドモ、日本ノ法律ニ照スト云フト勾引スベキ條件ハ充タサレテ居ラス、斯ウ云フヤウナ場合ニ滿洲國デ勾引狀ヲ發付シテ、其ノ執行力ヲ囑託致ス、斯ウ云フ場合ニハドウ云フコトニナルノデアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 滿洲國ト日本ノ勾引狀發付ノ條件ハ大體似テ居リマスガ、大イニ違ッテ居リマスル點ハ、此ノ檢事ノ發シマスル勾引狀デアリマス、滿洲國ニ於テハ非常ニ檢事ガ勾引狀ヲ發シ得ル場合ガ廣クナツテ居リマス、日本ノ法律デハ非常ニ狭クナツテ居リマス、其ノ點ニ於テ大分相違ガアルノデアリマス、サウ云フ場合ニハ滿洲國法デ出シ得ル場合ト、日本ノ檢事ガ發付ノ權限ノ無イ場合ニハ實ハソレニ應ズル譯ニ參リマセヌ、日本ノ法律ニ依ッテ行フノデ

アリマス、斯ウ云フ場合ニハ結局第六條ニ依ッテ、例ヘバ檢事ガ出シ得ナイ場合ニハ裁判所ノ勾引狀ノ發付ヲ求メルト云フヤウナ方法ニ依ッテ補ッテ行クト云フ建前ニ致シテ居リマス

○林賴三郎君 今ノ御答ノ趣意ハ分ツタノデアリマスガ、サウ致シマス日本ノ法律デハ檢事ガ原則トシテ勾引狀ハ出セス、滿洲國ノ法律ニ依ルト檢事ハ原則トシテ出セルコトニナツテ居リマス、サウシマス滿洲國檢察廳ガ勾引狀ヲ出シテ囑託ヲシテ來タ場合、此ノ場合ニハ原則的ニ共助ニ應ズルコトガ出來ナイト云フコトニナルト了解シテ宜シイノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 事實ガ不相當ナ場合ハ別デアリマスガ、サモナケレバ向フデ發付シテ向フノ權限ニ依ッテヤルノデアリマス、是ハ執行ダケナレバ是ハ應ズベキデナイノデアリマス

○林賴三郎君 サウシマス此ノ訴訟行爲ヲ向フデ行フ場合ニ、其ノ條件ハ滿洲國法ニ依ッテヤル、日本デ行フ或ル訴訟行爲ニ付テハ日本ノ法律ニ依ル、即チ勾引狀ヲ向フデ發付スル場合ニハ向フノ法律ニ依ル、日本ノ法律ニ依ッテ條件ヲ充タシテ居ラスデモ、ソレハ適法有效ノモノトシテ囑託ニ應

ズル、斯ウ云フ主義ニ了解シテ宜シウゴザイマス

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通りデアリマス

○林賴三郎君 ソレカラ第四條デアリマスガ、第三條ニハ實施ガ不相當デアリマスノニ、第四條ノ方ハ實施ガ著シク不相當デアリマシテ「著シク」ト加ッテ居リマスノデスガ、是ハドウ云フ違ヒデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 執行ニ付テハ勾引狀ト異ナリマシテ兎ニ角判決ガ確定致シテ居ルノデアリマス、單純ナ程度ノ低イノハ不相當ハ如何カト思ヒマス、著シク不相當ト云フ所謂條件ヲ強メタ次第デアリマス

○林賴三郎君 ソレカラ次ニ第六條ニ付テ御尋ラシマス、此ノ第六條ニ依リマス「檢事共助ヲ爲スニ付必要アルトキ」ト斯ウアリマスガ、是ハ其ノ滿洲國ノ檢察廳カラ日本ノ檢事局ニ犯罪ノ捜査ニ付テ囑託ガアリマシテ、ソレニ對スル共助行爲ヲスル場合ニ檢事ガ必要ナリト認ムレバ此ノ第六條ガ適用サル、コトニナルノデアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 左様デゴザイマス

○林賴三郎君 ソレニ付テハ何等ノ條件ハナイノデアリマス

○政府委員(松阪廣政君) 第二條ノ條件ダケデゴザイマス

○林頼三郎君 サウ致シマスト例ヘバ滿洲國ニ於テハ既ニ事件ガ裁判所ニ繫屬致シテ居ル、併シ檢察廳ハ無論搜查權ガアルノデアリマスカラ、繫屬シテ居ル事件ニ付テ犯罪搜查ヲ日本ノ檢事局ニ囑託シタ場合ニ於テ矢張り此ノ條文ノ適用ハアルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 左様ナ場合ニハ第二條ニ依ッテ矢張り法律上許スベカラザルモノト考ヘマス

○林頼三郎君 今ノ御答ハ先程ノ勾引狀發付ノ場合ノ御答ト矛盾スルヤウニ思フノデスガ……

○政府委員(松阪廣政君) 只今ノ御質問ノ趣旨ヲ私誤解シテ居ルカ分リマセヌガ、押收、搜索、檢證、被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付ハ我が刑事訴訟法デハ起訴前ニ限ッテ居リマスノデ、其處ニ於テ只今ノ搜查ハ許サレマセヌカラ、ソレハ實施ガ法律上許スベカラザルモノト云フ風ニ申上ゲタ積リデアリマス

○林頼三郎君 サウスルト兎ニ角此ノ意味ハ裁判所ニ繫屬スル以前ニ適用ガアルト斯ウ云フ意味デアリマスネ

○政府委員(松阪廣政君) 左様デゴザイマ

ス

○林頼三郎君 ソレカラ此ノ第六條ニ「被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付」ト斯ウ云フノデアリマスガ、是ハドウ云フ場合ニ此ノ適用ガアルノデスカ、實例的ニ一ツ伺ッテ見タイノデアリマス

○政府委員(松阪廣政君) 我が刑事訴訟法デハ檢事ガ捜査上被疑者ニ對シテ勾引ヲ爲シ得ル場合ハ百二十三條ニ規定ガゴザイマシテ、此ノ第一號ヨリ第六號迄ノ條件ヲ具備シタ場合ニ限ルノデアリマス、滿洲國ハ其ノ以外ニ於テモ勾引狀ヲ出シ得ル權利ヲ滿洲國ノ檢察廳デ持ッテ居ル、從ッテ此ノ百二十三條以外ノ勾引狀ノ發付竝ニ執行ヲ滿洲國カラ内地ノ檢事局ニ囑託ノアリマシタ場合ノ如キハ内地ノ檢事局デハ檢事自ラ左様ナモノヲ發付スルコトガ出來ナイノデアリマス、從ッテ左様ナモノニ付テハ檢事ハ裁判所ニ其ノ發付ノ請求ヲスル、被疑者ニ付キマシテモ同様デアリマス、丁度日本ノ刑事訴訟法ノ二百五十五條ニ該當スルモノヲ此處ニ持ッテ參タ次第デアリマス

○林頼三郎君 此ノ第六條ニアル「被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付」ト言ヒマスノハ、勾引狀ノ發付ノ囑託ガアッタ場合デナクシテ、犯罪ノ搜查ニ付テ囑託ガアッタ場合ニ日本

ノ檢事局デ必要アリト認メタ時ニ之ヲ行フト、斯ウ云フ意味ノヤウニ取レルノデスガ、サウデハナイノデアリマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 第六條ノ「被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付」ハ搜查ニ付キマシテ御説ノ通り檢事ガ勾引狀ノ發付ヲ要スル場合ニ裁判所ノ判事ニ其ノ發付ヲ請求スルト云フ次第デアリマス、内容カラ申セバ、内地ノ刑事訴訟法ノ二百五十五條ノ場合ト全ク同一デアリマス

○林頼三郎君 私ハ少シ此ノ條文ニ疑ガアルノデスガ、日本ノ刑事訴訟法ノ二百五十五條ノ場合ニハ此ノ勾留ニ付テノ強制處置ハ認メルノデスガ、勾引ニ付テハ認メテナイノデアリマスガ、其處ノ違ヒガ實ハ能ク了解出來ナイノデスガ……

○政府委員(松阪廣政君) 能ク分リマシタ、

今ノ御答辯ガ稍、意ガ足りナカッタカト思ヒマスガ、二百五十五條ニハ御承知ノ通り勾留狀ノ發付ノコトハ規定致シテ居リマスガ、勾引狀ノ發付ハ規定シテナイ、同時ニ二百五十五條ノ解釋トシマシテモ勾引狀ダケノ發付ヲ檢事ガ判事ニ請求スルト云フコトハ許サレテ居ラス、勾留狀ノ發付ヲ請求シタ場合判事ガ勾留狀ヲ出ス前提トシテ必要ナラバ勾引狀ヲ出シ得ルト云フニ過ギナイノ

デアリマス、處ガ日滿司法事務共助法ニ於キマシテハ先程述べマシタ通り勾留狀ニ付テハ御互ニ囑託共助ヲシナイト云フコトニナッテ居リマシテ、勾引狀ダケノ囑託ヲスルコトニナッテ居リマスカラ、二百五十五條ニ勾留狀トアリマスガ、此ノ第六條ニ於キマシテハ勾留狀ハ之ヲ取りマシテ、其ノ代リニ勾引狀ノ發付ヲ囑託シ得ルコトトシテ勾引狀ヲ以テ左様ナ場合ヲ賄ヒ得ルト云フコトニ致シタノデアリマス

○林頼三郎君 サウシマスト滿洲國ノ檢察廳カラ日本ノ檢事局ガ犯罪搜查ノ囑託ヲ受ケテ、サウシテ檢事ガ被疑者ヲ調べタイト云フ場合ニ被疑者ハ出テ來スト云フヤウナ時ニ此ノ勾引狀ヲ出シテ宜イ、サウ云フ場合ニ勾引狀ノ發付ヲ裁判所ニ請求スルト云フコトニ是ハナルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 通常ハ其ノ搜查ノ囑託ハ強制力ヲ持チ得ナイト云フコトヲ大體ハ豫想シテ居リマスガ、此處ニ謂フ勾引狀ノ發付ハ滿洲國カラ勾引狀ノ發付ノ囑託ノアッタ場合ヲ目標ニ致シタ積リデ居リマス、隨テ檢事ニ對シテ勾引狀ノ發付ヲ滿洲國カラ囑託シテ來タ場合檢事ガ其ノ勾引狀ヲ出シ得ナイ場合ニ裁判所ニ對シテ其ノ發付ヲ請求スルト云フコトニ致シタノデア

リマス

○林頼三郎君 サウシマスト第六條ノ「被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付」ト申シマスノハ勾引狀ノ發付ヲ囑託シテ來タ場合デアルノデ、單ニ一般ノ搜查ヲ囑託シテ案タ場合ハ之ニ當ラヌ、斯ウ云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 左様ニ御了解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○林頼三郎君 ソレカラ第九條デアリマシガ、第九條ニハ「罰金、科料若ハ沒收ノ刑ヲ執行シ又ハ追徴金ヲ徵收シタルトキハ」トアリマシテ、此ノ公訴訴訟費用ニ關シテハ何等ノ規定ガナイノデアリマシガ、公訴訴訟費用ノ關係ハドウナルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 公訴訴訟費用ハ第十六條以下ニ依リマシテ強制執行名義ニ依ル囑託手續ヲ執ル譯デアリマス

○林頼三郎君 ソレカラ次ハ第十條デアリマスガ、此ノ十條ニ依リマスト囑託ノ移送ノ場合ガ規定シテアルノデスカ、移送デナクシテ轉囑ニ關スル場合ノ規定ガ此處ニ現レテ居ラスノデスカ、ソレハドウ云フ關係ニナルノデセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 權限ナキ場合ノ轉囑ニ關シテハ總テ其處ヘ移送スル建前ヲ

採ツタ譯デゴザイマス

○林頼三郎君 私ノ御尋ネスルノハサウ云フ場合デナイノデ、囑託ヲシタ時ニハ例ヘバ證人ガ其ノ裁判所管轄内ニ居ル、處ガ囑託事項ヲ實施セムトスル前ニ遠方ノ所ニ住所ガ變ツタト云フヤウナ時ニハ囑託ノ受託ノ當時ニ於テハ權限ガ無論アツタノデアアルガ、實施ニ於テ不便ガ生ズル、或ハ實行ノ不能ノ場合ガ起ルト云フ場合ニハマア日本ノ普通ノ法規ニ照スト轉囑スルコトガ出來ル、受託ノ時ニ權限ガナイノデハナイ、權限ガアツタガ後ニ所ガ變ツタ、サウ云フ場合ニマア轉囑ト云フコトニシテ、轉囑ト移送ト云フコトヲ區別シテ立法サレテ居ルノガ普通ノヤウデアアルガ、十條ニハ其ノ事ガナイノデ御尋ネスルノデアリマス

○政府委員(松阪廣政君) 其ノ場合ニハ此ノ共助法ニ依ラズシテ日本ノ受託當時ニ權限ガアルノデアリマスカラ日本ノ刑事訴訟法ニ依ッテ轉囑シ得ルト考ヘテ居リマス

○林頼三郎君 サウスルト是ハ此ノ明文ニ依ラズニ刑事訴訟法ニ依ッテ行クト云フコトニナッテ居リマスガ、ソレハソレデ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 受託事項實施ニ付テ帝國ノ法令ニ依ッテヤルノデアリマスカ

ラソレデ宜シウゴザイマス

○林頼三郎君 是ハマア議論ニナルカモ知レマセヌガ、サウ云フコトデアリマス、移送ニ關スル事柄モ帝國ノ法令ニアルノダカラ矢張り要ラスコトニナリハシマセヌカ

○政府委員(松阪廣政君) 其ノ點ハ多少御説ノヤウナ御議論モアルカトハ存ジマスガ、兎ニ角其ノ權限ノナイ場合ハ一旦受ケタ官廳ガソレニ付テ、最早其ノ事件ニ付テ全然關係ヲ離脱スルコトニナリマスカラ、寧ロ此處ニ明文ヲ以テ明カニシテ置イタ方ガ宜シイト考ヘマス

○林頼三郎君 御趣意ダケハ了承致シマシタ、ソレカラ第十五條デアリマス、此ノ滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ガ共助ニ依ッテシタ行爲ハ、帝國ノ法令上有效デアアル、斯ウ云フ趣意ハ明文上明カデアリマスガ、要スルニ是ハ滿洲國ノ法令ニ依ッテ適法ナル行爲ハ、帝國ノ法令ニ依ッテ適法ニ爲サレタモノト見ル、斯ウ云フ意味デアルト思ヒマスガ、サウ解シテ宜シイデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 御説ノ通デアリマス

○林頼三郎君 サウシマスト斯ウ云フコトニナラウト思ヒマスガ、例ヘバ滿洲國ヘ犯罪ノ搜查ヲ囑託スル、日本ノ法規ニ從フト

云フト強制力ヲ用ヒテ取調ヲスルコトガ出來ナイ、滿洲國ノ法律ニ從ウト強制力ヲ用ヒテ取調ガ出來ル、ソコデ囑託ヲ受ケタ滿洲國ノ檢察廳ガ滿洲國ノ法規ニ從ッテ強制力ヲ用ヒテ搜查スルモノデアアル、マア斯ウ云フヤウナ場合ニ此ノ強制力ヲ用ヒテシタ所ノ搜查處分ト云フモノハ、帝國ノ法令ニ依ッテ矢張り完全ナ效力ガ認メラレルモノデアアル、ト斯ウ云フ意味ニナルノデアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 左様デゴザイマス

○林頼三郎君 私ノ差當リ御尋ネシタイ點ハソレダケデアリマス

○男爵渡邊修二君 是ハ何時カラ施行スルノデスカ

○政府委員(松阪廣政君) 出來得レバ四月初メ頃カラ施行致シタイト思ヒマスルガ、今申ス通り滿洲國ニ於テモ國內法ガ是ト大體同様ナモノヲ向フモ實施スル必要ガアリマス、兩方同時ニ實施シ得ル時期デナケレバ事實上實施出來マセヌガ、大體四月初メニ實施致シタイト云フ考デ進ンデ居リマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 本日ハ此ノ程度デ延會シタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長（公爵岩倉具榮君） ソレデハ是ニ

テ散會致シマス

午前十一時三十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵岩倉 具榮君

副委員長 子爵富小路隆直君

委員

林 頼三郎君

内田 重成君

男爵本多 政樹君

男爵渡邊 修二君

小坂 順造君

瀧川 儀作君

光永 星郎君

政府委員

司法參與官 藤田 若水君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

説明員

司法書記官 辻 朔郎君